

ソフトバンクまとめて支払い (B) 加盟店規約

第1章 総則

第1条 (規約の適用)

1. 本規約は、ソフトバンク株式会社 (以下、「SB」といいます)、およびSB ペイメントサービス株式会社 (以下、「SBPS」といいます) が共同して提供するソフトバンクまとめて支払い (B) (以下、「本サービス」といいます) の利用に関し適用されるもので、加盟店は本規約に従って本サービスを利用することができるものとします。
2. 申込者および加盟店は、本規約の他、SB および SBPS (以下、「当社ら」といいます) が別途定める諸規程 (当社らが随時定め加盟店に通知する本サービスに関する仕様、加盟店、加盟店サイトおよび商品等が充たすべき本サービス利用に関するガイドライン、特約、本規約に関するその他の仕様等 (以下、これらを合わせて「本仕様等」といいます)) を遵守しなければならないものとし、本仕様等は、それぞれ本規約の一部を構成するものとします。

第2条 (規約の変更)

1. 当社らは、加盟店が合理的に閲覧可能な当社らまたは当社らが指定するサーバーに本規約を掲載するものとし、加盟店はそのサーバーにおいて本規約を確認するものとします。
2. 当社らは、個別に加盟店の承認を得ることなく、本規約および本仕様等の内容を変更することができるものとします。
3. 当社らは、前項の規定により本規約または本仕様等の内容を変更するときは、その効力発生日を定め、かつ、事前に本規約または本仕様等を変更する旨および変更後の本規約または本仕様等の内容並びにその効力発生日を当社ら所定の方法で周知し、効力発生日に本規約および本仕様等は変更されるものとします。

第3条 (用語の定義)

本規約において使用する用語の意味は、別途定義されない限り、以下のとおりとします。

(1) ソフトバンクまとめて支払い (B)	顧客が SB 等 (本条第(5)号にて定義します。) のウェブ通信料および月々の携帯電話利用料金等 (以下「通信料等」といいます。) の支払い手段として登録している決済手段によって加盟店サイトにおいて購入または利用した商品等の代金債権を決済することを内容とした、当社らが顧客に対して提供するサービスをいいます。当社らは、顧客向けの利用規約 (以下「ソフトバンクまとめて支払いご利用規約」といいます。)
-----------------------	--

	<p>を作成し、これに従って顧客に本サービスを提供するものとします。</p> <p>なお、顧客の登録支払い手段が請求書払いまたは金融機関口座引き落とし等の場合は、SB 等が通話料等とまとめて顧客に SB 等から請求、クレジットカードの場合は SBPS を経由してクレジットカード決済を行います。いずれの場合も、代金債権は加盟店から SBPS へ譲渡されます。</p>
(2) クレジットカード	顧客とクレジットカード会社との間の契約に基づき発行されたカードに記載された番号および有効期限等を入力することにより、支払いに用いることのできる手段。
(3) カード会社	SBPS が包括代理加盟店契約を締結しているクレジットカード会社の総称。
(4) SB 債権譲渡	利用者が支払方法を請求書払いまたは金融機関口座引き落とし等と選択した場合、SB は SBPS から商品等購入代金を譲り受け、SB 等の通信料等と合わせて SB 等が請求する。
(5) SB 等	SB および SB が指定する電気通信事業者。
(6) 申込者	本サービスの利用を希望する法人。
(7) 決済会社	カード会社を含む、本サービスを提供するために SBPS と必要な契約を締結している各種決済サービス提供事業者の総称。
(8) 決済手段	決済会社が提供する、顧客が物品の購入やサービスを利用した後の代金支払方法の総称。
(9) 本契約	当社らから本サービスの提供を受けるための本規約を内容とする契約。
(10) 加盟店	当社らと本契約を締結した法人。
(11) 加盟店サイト	商品等を掲載しているインターネット上のウェブサイトやアプリケーション等のサービス。
(12) 商品等	加盟店が加盟店サイトにおいて顧客に提供する、物品、役務、その他当社らが承諾した商品。
(13) 商品等代金	加盟店が顧客との間で締結した商品等の売買契約または提供契約等（以下、あわせて「売買契約等」とい

	います。)に基づき顧客に対して有する代金または対価(送料、消費税相当額等、購入に必要な一切の費用等を含みます。)
(14) 顧客	SB等が契約約款等に基づき電気通信サービスを提供するSB等の通信サービス契約者のうち、本サービス対応機種を利用するなどのソフトバンクまとめて支払いご利用規約およびSBのウェブページ等に定める所定の要件をみたす者であって、本サービスの利用を申込み、加盟店サイトにて商品等を購入しようとする個人。
(15) 継続課金	加盟店が顧客に対し継続的に商品等を販売または提供し、商品等代金が複数回発生する場合において、事前の顧客からの申込みに基づき、当該商品等代金を継続的に本サービスによって決済を行うこと。
(16) 加盟店ポータル	加盟店が届け出た情報の参照、変更、加盟店契約の解約依頼、その他当社ら所定のサービスを利用することができるポータルサイト

第2章 本契約

第4条 (本契約の成立)

1. 本契約の申し込みは、本規約および本仕様等を承諾のうえ、当社らが必要とする情報を届出し、当社らが定める方法により行うものとします。
2. 申込者は、本サービスを申し込むにあたって、別途、SBPSが提供するクレジットカード決済サービスを利用するために必要な諸手続を行うこと、およびSBPSを通じてカード会社が審査を行うことがあることをあらかじめ承諾するものとします。
3. 申込者は、当社らに対し、本契約申込日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。
 - (1) 申込者は、本契約を締結し、また本規約の規定に基づき義務を履行する完全な権利、能力を有し、本契約上の申込者および加盟店の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、当社らが申込者および加盟店に対して強制執行可能であること。
 - (2) 申込者が本契約を締結し、これを履行することにつき、法令および加盟店の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手続を履践していること。

- (3) 本契約が、申込者および加盟店の代表者または代表者から有効な委任を受けた代理人によって締結されたこと。
 - (4) 本契約の締結および本契約に基づく義務の履行は、申込者および加盟店に対して適用されるすべての法令並びに申込者および加盟店の定款、取締役会規則その他の社内規則に違反せず、申込者および加盟店が当事者であり、または申込者および加盟店が拘束される契約その他の書面に違反せず、また申込者および加盟店に適用される判決、決定または命令に違反しないこと。
 - (5) 本契約の締結に当たって、当社らに提供した情報が正確であり、かつ、虚偽の内容が含まれていないこと。
 - (6) **申込者および加盟店は、本契約を申し込む時点において、債務超過ではなく、本契約を締結することは、詐害行為取消権の対象とはならず、申込者および加盟店の知りうる限り、本契約について詐害行為取消権その他の異議を主張する第三者は存在しないこと。**
4. 本条第 1 項に定める申し込みに対し、当社らが審査のうえ承諾を通知した日に、本規約の内容とする本契約が成立するものとします。
 5. 当社らは、申込者または申し込みを受けた内容が、次の各号に定める事項に該当する場合は、その申し込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申し込み内容に虚偽もしくは不備があるとき
 - (2) 本サービスを利用して販売または提供しようとする商品等が、別途、当社らが定める加盟店向けガイドラインの取扱禁止商材に該当するときまたはそのおそれがあると当社らが判断したときなど、加盟店、加盟店サイトおよび商品等が加盟店向けガイドラインに違反するまたは違反するおそれがあると当社らが判断したとき
 - (3) 本サービスの利用にあたり、SBPS の運営・管理する決済システムと加盟店サイトとの接続条件を満たしていないとき
 - (4) 当社ら、またはソフトバンクグループ各社に対する債務の履行を怠り、または怠るおそれがあるとき
 - (5) 当社らが本サービスの提供が当社らにかかる技術上または業務の遂行上の支障があると判断したとき
 - (6) 第 32 条の各条項のいずれかに該当し、本サービスの利用を停止されたことがあるとき、または本契約の解除を受けたことがあるとき
 - (7) 本規約に違反し、または違反するおそれがあると当社らが判断したとき
 - (8) その他当社らが申し込みを承諾することが不相当と判断したとき
 6. 当社らは、加盟店に対して本条第 4 項の承諾通知時に、本サービスの手数料率を決定して通知するものとします。
 7. 当社らは、前項の手数料率の変更を行うことができるものとし、変更を行う場合は、30 日以上前の予告期間において、変更後の料率を別途当社らが定める方法で加盟店に対して通知するものとし、当該予告期間経過後に変更後の料率が適用されるものとします。

8. 当社は、第 1 項により届出のあった所在地または登録されたメールアドレス等に送付書類、電子メール等を郵送、送信した場合には、延着または到着しなかった場合であっても、通常到着すべきときに到着したものとみなします。
9. 加盟店は、当社らが本契約の締結にあたって条件を定めた場合、当該条件が本契約の内容となることに承諾するものとします。なお、加盟店は、当社らの定める条件に承諾できない場合、申し込みの撤回または本契約を解約することができるものとします。

第5条 (本サービスの開始)

1. 加盟店は、当社らが別途定める仕様書に従って、本サービスの利用開始時までには本サービスを利用するために必要なシステム等を加盟店の費用と責任により準備するものとします。また、加盟店は、本サービスの提供を受けるために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器を、自己の費用と責任において準備、維持するものとし、当社らが本サービスの提供条件を変更した場合も同様とするものとします。この場合において、加盟店が通信機器等を準備・維持しなかったことにより、加盟店に損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. 加盟店は、SBPS が別途定める条件(以下、「接続条件」といいます。)に基づいて、加盟店システムを決済システムに接続するものとします。
3. 加盟店は、決済システムと加盟店システムとの接続条件が満たしていることを、当社らから承認を得るものとします。なお、当社らが、接続条件を満たしていないと判断した場合は、当社らは本サービスを提供しないことができるものとします。
4. SBPS は加盟店に対し、別途定める手順に従って開通連絡を行うものとし、この開通連絡の日をもって本サービスの利用開始日とします。
5. 加盟店は、加盟店ポータルを利用することができ、加盟店ポータル利用にあたっては、別途 SBPS が定める加盟店ポータルに関する規約を遵守するものとします。

第6条 (届出事項の変更等)

1. 加盟店は、当社らに届け出た住所、名称、代表者、主たる営業所、振込指定口座等に変更が生じたときは、直ちに当社ら所定の方法によりその旨を当社らへ通知するものとします。なお、指定振込口座の変更については、当社らが当該変更を承諾するまで、指定振込口座情報は変更されないものとします。
2. 加盟店は、以下の各号に該当する事項が発生したとき、またはそのおそれがあるときは、直ちに当社らに通知するものとします。
 - (1) 営業の全部または一部の譲渡、合併、その他経営上の重要な変更
 - (2) 第 31 条(契約解除)第 2 項各号の事由
3. 加盟店は、当社らから本サービスを提供する上で必要となる事項の届出を求められた場合、速やかにこれに応じるものとします。

4. 加盟店が前3項に定める通知を怠った場合または届け出た情報に誤りがあった場合において、当社からの加盟店に対する通知、送付書類等が延着または到着しなかった場合、通常到着すべきときに到着したものとみなします。
5. 加盟店が第1項から第3項に定める通知を怠った、または通知の内容に誤りがあったため、SBPSから加盟店への支払いが遅延した場合、通常支払われるべき時期に支払われたものとみなします。また、加盟店が損害を被ったとしても、SBPSは一切その責任を負わないものとします。
6. 加盟店は、加盟店システムを改変する必要がある場合には、直ちにSBPS所定の方法によりその旨をSBPSに通知し、SBPSの承諾のうえに変更するものとします。
7. 前項の通知がないため、決済システムが加盟店よりデータを正常に受領できなかった場合、SBPSは、加盟店が損なった情報、利益等について、一切の補償をいたしません。

第7条 (商品等)

1. 加盟店は当社らに対し、本サービスの申込時に取扱対象となる商品等を通知し、承認を得るものとします。なお、当社らの承認を得た後に、申請した商品等の内容を大幅に変更する場合や実質的に変更する場合、および申請した商品等のジャンルを変更する場合についても事前に当社らに通知の上、当社らの承認を得るものとします。
2. 加盟店は、継続課金を取扱う場合、当社らに対し当該商品等の料金体系、販売方法、その他当社らが指定する販売条件を通知し、承認を得るものとします。なお、当社らの承認を得た後に、申請した販売条件を変更する場合についても事前に当社らに通知の上、当社らの承認を得るものとします。
3. 前2項による承認は、当社らが取扱い商品等が加盟店向けガイドライン等に反していないことを保証・確認するものではなく、加盟店は、前項の承認を得た後においても、当社らから商品等の取扱中止要請があった場合は、その指示に従うものとします。また、当社らによる承認後に、当社らが承認した取扱い商品等が、加盟店向けガイドライン等に反していること若しくはそのおそれがあることが判明した場合または法令、提携組織の規則等の変更、加盟店向けガイドラインの変更等により、加盟店向けガイドライン等に反すること（そのおそれがある場合を含む）となった場合、当社らは加盟店に対し何らの責任を負うことなく、当該承認の取り消しおよび撤回をすることができるものとします。
4. 加盟店は、本サービスを利用して商品等を提供するにあたり、本規約の各条項のほか、本仕様等および当社らからの指示等を遵守するものとする。
5. 加盟店は旅行商品・酒類・米類等、販売にあたり許可を得るべき商品を取り扱う場合は、SBPSに対し、本サービスの申込時にこれを証明する関連書類を提出するものとし、申込後も、当社らからの要請がある場合は、随時これらを提出しなければならないものとします。
6. 加盟店は、加盟店サイトや商品等の提供主体が当社らやSB等であるとの誤解を招く表現を

使用してはならないものとします。

7. 加盟店は、商品等の提供または内容等に瑕疵があった場合、自己の費用と責任で、かかる瑕疵を修正するものとします。加盟店は、瑕疵があることが判明した場合、速やかに当社らに通知するとともに、商品等の提供を停止するなどの措置をとるほか、速やかに瑕疵を修正するために必要な措置をとるものとします。加盟店は、かかる措置が完了した場合には、速やかに当社らに報告するとともに、必要に応じて顧客に対し、商品等の内容に瑕疵が存在した事実およびかかる瑕疵を修正した事実を告知するものとします。
8. 商品等の提供にかかる条件に関しては、加盟店が一切の責任を負うものとし、当社らは商品等および当該商品の提供条件等に関する責任、義務等を一切負わないものとします。

第8条 (加盟店の義務)

1. 加盟店は、顧客からの商品等購入の申し込みを受け付けるにあたり、以下の事項を遵守するものとします。
 - (1) 加盟店サイトが本サービスを利用して運営されていること、本サービスの内容および本サービスを利用する際の注意事項等を、顧客に対して提示する規約その他の方法において明示すること
 - (2) 加盟店サイトにおける顧客による決済手段の選択に先立ち、顧客に購入の対象となる商品等の購入申込を行わせ、かつかかる申し込みを承諾する旨の通信を行うこと
 - (3) 加盟店サイトにおいて顧客に分かりやすい場所に解約方法を記載すること
2. 加盟店は、継続課金を取扱う場合、以下の各号について顧客から事前に同意を得るものとします。
 - (1) 当該継続課金の対象となる商品等代金にかかる顧客と加盟店との間の売買契約等が終了し、または顧客が加盟店との間の手続きにおいて本サービス以外の支払い手段に変更しない限り、ソフトバンクまとめて支払いご利用規約に従い、当社らの請求に従って支払いを行うこと。
 - (2) ソフトバンクまとめて支払いご利用規約違反等により本サービスを利用できなくなったときは、速やかに加盟店に届出ること。
3. 加盟店は、次のいずれかの事由に該当する場合、加盟店サイトにおいて顧客から事前に同意を得るものとします。
 - (1) 売買契約等の契約期間中に、当該売買契約等の条件（決済金額または決済期間の変更を含みますが、これらに限りません。）を変更する場合
 - (2) 売買契約等の期間満了後に、異なる条件（決済金額または決済期間の変更を含みますが、これらに限りません。）で当該売買契約等を更新する場合
4. 加盟店は、顧客との間の商品等の取引に関し、法令等を遵守し、加盟店の顧客に対する責務を履行し、かつ顧客からの質問、クレーム等に遅滞なく誠実に対応するものとします。加盟店は、当社らおよびSB等に対して商品等の内容に関する問い合わせがあった場合、当

社らおよびSBが指定する電気通信事業者がかかる問い合わせに対し、加盟店の連絡先および加盟店が責任を持って対応する旨を告知することを了承します。また、加盟店は、顧客その他の第三者から本サービスに関する事項について、問い合わせ等を受けた場合には、その旨を当社らに通知するものとします。

5. 加盟店は、違法サイト等に商品等の広告掲載をしないこと、また、アフィリエイト形式の広告等により商品等の購入を他のサービス利用の条件とするなど顧客に利用意思または支払意思のないサイト等への登録を促したり、顧客が誤認する形態で商品等に誘導を図ったりしてはならないものとします。
6. 加盟店は、当社らから得た承認の範囲内で本サービスを適正に利用しなければならないものとします。
7. 加盟店は、商品等の提供にあたり、本サービス利用に関するガイドラインその他本仕様等に定める規定・条件等を常に遵守するものとします。
8. 加盟店は、顧客からの購入等の申し込み受けに際し、消費者保護の観点から以下の対応・措置を講じるものとします。
 - (1) システム障害によるトラブル等、予想されるトラブルにつき、一方的に顧客が不利にならないよう取り計らうものとし、加盟店が責任を取りえない範囲について顧客が理解できるようにあらかじめ告知すること
 - (2) 顧客に対し購入申込等の仕組みを提示し、顧客が顧客と加盟店との間の商品購入申込成立時期を明確に認識できる措置を講じること
 - (3) 顧客と加盟店との間で二重送信やデータ誤入力が生じないよう確認画面を表示するなど誤操作の防止措置を講じること
9. 加盟店は、自己が提供するサービスに関し、自己の費用と責任において、不正利用、不正購入、不正取引等が行われることを防止する体制（当社らから要請された内容がある場合には、それを含むものとします）の構築ならびに措置を講じ、かつこれを維持するものとします。
10. 加盟店は、決済システムの利用にあたり次の事項を遵守するものとします。
 - (1) 当社らが定める仕様および接続手順ならびに接続方式のみによるアクセス
 - (2) 当社らが定める運行スケジュール
11. 加盟店は、本サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。
 - (1) 本サービスに関連して当社らが提供したコンピュータソフトウェアのプログラム等を改造または変更する行為
 - (2) 当社らまたは第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
 - (3) 本サービスを利用することで知り得た情報を第三者へ通知もしくは漏洩する行為、または販売する行為
 - (4) 当社ら、SB等および第三者を誹謗中傷または名誉もしくは信用を傷つけるような行為
 - (5) 第三者の財産またはプライバシー等を侵害する行為

- (6) 詐欺等の犯罪に結びつく行為
- (7) 無限連鎖講を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (8) 第三者に対し無断で広告、宣伝、勧誘等の電子メールを送信する行為、または嫌悪感を抱く内容の電子メールを送信する行為
- (9) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待その他社会通念上不適当なもの一切に携わる行為
- (10) 複雑な解約手続きを定めること
- (11) その他法令に違反しまたは公序良俗に反する行為
- (12) その他本サービスの運営を妨げるような行為
- (13) その他前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為

第9条 （報告業務）

1. 当社らが、商品等の提供等に関する報告および資料の提出を求めた場合は、加盟店は、速やかにこれに応じるものとし、当社らは当該報告および資料を顧客および第三者への任意の回答等、本サービスの提供のために利用することができるものとし、また、当社らは商品等の提供等が本規約および本仕様等に反すると判断した場合には、加盟店に対して、直ちに本サービスの提供を中止することができるものとし、
2. 加盟店は、商品等の提供に関連するネットワーク設備について当社らがその運営・管理者の名称・連絡先等の情報を求めた場合、これを当社らに報告するものとし、

第10条 （顧客との紛議への対応）

1. 加盟店は、加盟店サイトにおいて、顧客にわかりやすい位置に顧客からの質問、クレーム等に対する連絡窓口を設置するものとし、
2. 本サービスを利用した取引に関して加盟店と顧客または第三者との間で何らかの紛議が生じた場合には、その理由の如何を問わず、全て加盟店の責任と負担において解決するものとし、また、このような紛議について、当社らやSB等が費用を負担するなど損害をこうむった場合は、加盟店は、その一切の損害について賠償の責を負うものとし、
3. 当社らは、加盟店に対し、本契約に関し、当社ら所定の事項について定期的にまたは必要に応じて調査または報告を求めることができるものとし、この場合、加盟店は、速やかに回答するものとし、
4. 加盟店は、当社らから法令等への対応または法令を遵守するために必要な対応を求められた場合、これに応じるものとし、この場合において、加盟店が当社らの要請に対応しなかったことにより損害を被ったとしても、当社らは一切責任を負わないものとし、
5. 加盟店は、当社らが本条に基づく調査・対応について回答期限を定めた場合には、当該回答期限内までに回答を行うものとし、
6. 加盟店は、行政機関等から本契約に関し、調査または立入検査等を求められた場合には、これに協力するものとし、

第3章 サービス内容

第11条 (売上債権の譲渡等)

1. 加盟店は、顧客から売買契約等の決済方法として本サービスの利用申請を受付け、または顧客との間で本サービスの対象となりうる商品等代金が発生するときは、当該顧客による本サービスの利用について当社ら所定の基準による承認を得るものとし、当社らからの承認が得られない場合は、当該売買契約等において本サービスを利用しないものとします。
2. 加盟店はSBPSに対して、本サービスによって顧客に商品等を販売または提供したことにより生じた商品等代金債権（以下、「売上債権」といいます。）を譲り渡し、SBPSはこれを譲り受けるものとします。なお、SBPSは、顧客の支払手段がクレジットカードによるもの場合にはカード会社等に対し譲渡または立て替え払いの請求をすること、および請求書払いまたは金融機関口座引き落とし等の場合にはSBに対し当該売上債権を譲渡することができることを加盟店は了承するものとします。
3. 加盟店は、SBPSに対して、売上確定情報（当社ら所定の方法で当社ら所定の事項を記載した情報をいい、以下同様とします。）をSBPSが別途定める送付期限（以下、「売上確定期限」といいます。）までに送付するものとします。なお、SBPSは、売上確定期限を経過した売上債権については、加盟店から譲り受けないものとします。
4. 加盟店は、第1項に定める当社らからの承認を得られなかったとき（当該商品等代金について第2回目の継続課金を承認されない場合を含みますが、これに限りません。）は、当該商品等代金が本サービスの対象とならず、SBPSが、当該商品等代金債権を加盟店から譲り受けないことを承諾するものとします。
5. 加盟店からSBPSに対する売上債権の債権譲渡は、売上確定情報がSBPSに到達した日（以下、「売上げ確定日」といいます。）に実行されるものとし、処理確定日に効力が発生するものとします。ただし、SBPSが別に認めた場合は、この限りではないものとします。なお、売上げ確定日後、別途SBPSが設定した期限までに、加盟店が売上確定情報を取り消した場合は、当該売上確定情報にかかる債権譲渡も取り消されたものとして取り扱うものとします。
6. 加盟店は、売上債権および売上債権をSBPSに譲渡することにより取得したSBPSに対する金銭債権を第三者に譲渡できないものとします。
7. 加盟店は、SBPSが加盟店から売上債権を譲り受け、顧客に対して請求するために必要な一切の手続き（対抗要件の具備を含む。）にSBPSの指示に従って協力するとともに、それらの履行に必要な一切の権限（加盟店に代わり債権譲渡の通知を顧客（債務者）に送付する権限を含む。）をSBPSに対して授与するものとします。

第12条（債権譲渡の解除）

1. SBPS は、加盟店から譲り受けた売上債権について、以下の事由が生じた場合には、何ら催告することなく債権譲渡を解除することができるものとします。
 - (1) 売上情報が正当なものでないとき
 - (2) 売上情報の記載内容が不実、不備であるとき
 - (3) 売上確定期限を経過して売上債権が SBPS に譲渡されたとき
 - (4) 当社らの承認を得ず本サービスを利用して商品等の販売または提供を行ったとき
 - (5) 自己の利用によるものではない旨の申し出が、顧客から当社らまたはカード会社に対してなされたとき
 - (6) SB または SBPS に対して顧客から、加盟店に対する抗弁が行われたとき
 - (7) 加盟店が顧客との間の売買契約に違反したとき
 - (8) 顧客との紛議が解決されないとき
 - (9) 売上債権を第三者に譲渡したとき
 - (10) 商品等が未発送のとき
 - (11) カード会社が譲受代金の支払いを拒絶した場合
 - (12) SBPS が 加盟店から譲り受けた債権をカード会社が譲り受けを拒否もしくは立て替え払いを拒否した場合又は SB が当該債権の譲り受けを拒否した場合
 - (13) その他本規約に違反して本サービスが利用されたとき
2. SBPS は、加盟店から譲り受けた売上債権について、第 10 条に定める紛議または前項に定める各事由のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合は、解決するまで譲受代金の支払いを留保できるものとし、1ヶ月を経過してもその疑いが解消しない場合には、当該売上債権の譲受を解除することができるものとします。この場合、SBPS が加盟店に対する支払いを留保した譲受代金には、利息、遅延損害金を付さないものとします。
3. 本条第 1 項各号および前項のいずれかに該当した場合、加盟店は SBPS に対して、SBPS が指定する方法により、直ちに当該譲受代金を返還するものとします。なお、当該譲受代金が未払いの場合は、支払代金から相殺して処理するものとします。

第13条（差押えの場合）

加盟店が SBPS に対して保有する売上債権の譲渡代金債権について、差押、滞納処分等があった場合、SBPS は当該譲渡代金を SBPS 所定の手続きに従って処理するものとし、当該手続きによる限り、加盟店に対して、遅延損害金等を支払う義務を負わないものとします。

第14条（支払・報告）

1. SBPS は加盟店に対して、毎月 1 日から末日（以下、「取扱期間」といいます）までの売上債権の債権譲渡が行われた譲受代金を集計し、翌月第 10 営業日までに、取扱期間の譲受代金、手数料および加盟店への入金予定金額を記載した報告書（以下、「報告書」といいます）

- す)を、加盟店に送付するものとします。
2. 加盟店は、報告書受領後すみやかに、記載内容を確認するものとします。報告書が送付された月の末日までに連絡がない場合、SBPSは、加盟店が報告書の記載内容を異議なく承認したものとみなします。
 3. SBPSは加盟店に対し、第1項に定める報告書に記載の取扱期間の譲受代金の合計から手数料を差し引いた金額を、取扱期間の翌月末（金融機関休業日の場合は前営業日）に、加盟店が指定する金融機関口座に振り込み支払うものとします。
 4. SBPSは、譲受代金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。
 5. 第3項に定めるSBPSの支払額がマイナスとなった場合、加盟店は、SBPSに対し、当該マイナス分を支払う必要があるものとします。この場合、SBPSは翌月以降の売上金額等からマイナスとなった部分を差し引く方法によりマイナス分を回収することができるものとし、当該方法により回収できない場合、請求書を発行するものとし、加盟店は当該請求書に記載された日付までに、SBPSが指定する金融機関の口座に振り込み支払うものとします。なお、振込手数料は加盟店の負担とします。
 6. SBPSは、加盟店が、オンライン上の管理画面において売上承認内容および入金予定金額等の情報ならびに履歴の一切を過去6ヶ月間閲覧できるようにするものとします。

第15条（第三者委託）

1. 当社は、本規約の規定に基づいて行う業務の全部または一部を当社らの責任において本契約と同等の義務を課すことにより第三者に委託できるものとします。
2. 加盟店は、当社らが前項の委託に必要な範囲において、加盟店から開示を受けた機密情報を前項の第三者に開示することを承諾するものとします。
3. 加盟店は、事前に当社ら所定の方法により当社らの承諾を得た場合を除き、本契約に関する自己の業務について第三者に委託することはできないものとする。また、加盟店は当社の承諾を得て第三者に委託を行う場合、当該第三者に加盟店が本契約で負う義務と同等の義務を課すものとし、当該第三者の行為について一切の責任を負うものとします。

第16条（本サービスの利用廃止）

1. 加盟店が本サービスの利用を廃止する場合には、当社らが別に定める方法により、かかる廃止の90日前までに、その旨当社らに対して書面または電子メール等にて通知し、廃止の60日前から、本サービスを利用している加盟店サイト上にその旨の表示をするものとします。ただし、当社らが特に認めた場合はこの限りではありません。
2. 加盟店は、前項の期間を遵守できない合理的理由がある場合は、本サービスの利用廃止が確定した後、直ちに前項の通知および加盟店サイト上に表示を行うものとします。

第17条 (利用制限、商品等購入契約の停止・解除・解約等)

1. 当社は、顧客の年齢、契約形態、4G 通信サービスおよび 5G 通信サービス等の契約月数、料金の支払状況等、当社らが別途定める基準に基づき、本サービスの利用の全部または一部を制限することがあります。
2. 当社は、顧客が通信料等の支払いを怠った場合やソフトバンクまとめて支払い (B) ご利用規約に違反した場合、顧客と加盟店間の商品等の購入契約の停止・解除等ができるものとしします。
3. 当社は、顧客が本サービス非対応の機種に変更した場合や、顧客と SB 等との 4G 通信サービス契約および 5G 通信サービス契約が解除された場合、顧客が加盟店と締結していた商品等の購入契約を自動的に解除できるものとしします。
4. 顧客が USIM カードを交換した場合、一部または全部の商品等を継続して利用できない場合があることから、加盟店は自己の責任と負担において、その旨の商品等購入画面への記載や、第 8 条に定める顧客向けの利用規約に規定するなど、顧客への事前告知のための適切な措置をとるものとしします。

第4章 一般条項

第18条 (秘密保持)

1. 加盟店は、本契約に関連し、当社らより開示を受けた技術上、営業上、その他業務上の情報および顧客情報を、本契約の有効期間中はもちろん、その終了後といえども、当社らの承諾を得ずに第三者に開示・漏洩してはならず、かつ、本契約以外の目的に使用してはならないものとしします。
2. 当社は、本サービスの提供に必要な範囲において加盟店から開示を受けた顧客の本サービスの利用にかかる情報を、当該顧客に対して開示できるものとしします。

第19条 (技術条件)

加盟店は、本サービスの利用において、当社らが定める本仕様に基づき、必要な技術的措置を施すものとし、顧客が商品等および本サービスの提供を受けられるようにするものとしします。本技術的措置は加盟店の負担と責任において、実施するものとしします。

第20条 (セキュリティ措置)

加盟店は、加盟店の本サービスを利用するために必要なシステム等と当社らのシステム等との通信等について、本仕様等に基づき必要なセキュリティ手段を講じるものとしします。

第21条（パスワード等の管理・使用）

1. 加盟店は、当社らのシステム等のログインIDおよびパスワード等を適正に管理・使用する責任を負うものとします。
2. 加盟店は、正当な権限を有する従業員以外にパスワード等を利用させてはならないものとします。
3. 当社らのシステム等に加盟店のパスワード等が入力された場合は、当社らは当該加盟店が入力したものとみなすものとします。
4. 加盟店は、パスワード等の盗難や不正利用等の事実を知った場合は、直ちにその旨を当社らに通知するものとします。この場合、当社らからの指示等に従って対応するものとします。
5. 加盟店によるパスワード等の管理不十分もしくは使用上の過誤または第三者による使用等により、加盟店、顧客、その他の第三者に損害が発生した場合でも、当社らは何ら責任を負わないものとします。

第22条（商標等の使用）

1. 加盟店は、顧客その他の第三者に本サービスおよび商品等を周知させるため、当社らが加盟店から事前の承諾を得た場合、加盟店の商号、商標、商品・サービス名、ロゴマーク等を、当社らの制作するパンフレット、チラシ等の印刷物や、ホームページ等の広告媒体において使用することを承諾するものとします。当社らは、加盟店の書面（電磁的方法を含むものとします）による指示がある場合、必要となる著作権表示等を行うものとします。
2. 本契約の有効期間中に、当社らが加盟店の商号、商標、商品・サービス名およびロゴマーク等を使用して製作したパンフレット、チラシ等の印刷物等については、本契約終了後であっても当社らが必要と認めた場合、印刷済みの在庫の範囲内で、当該印刷物等を引き続き配布等することを、加盟店はあらかじめ承諾するものとします。

第23条（個人情報の保護）

1. 加盟店および当社らは、加盟店の顧客でありかつ当社らの顧客である個人の氏名・住所等個人を識別可能な情報、支払いに必要な決済手段の情報、顧客の支払いの履歴等（以下、「個人情報」といいます）を取得、管理する場合は、関連法令を遵守し、取得する個人情報の内容、その利用目的および第三者への提供について当該顧客の具体的な同意を得ない限り、その個人情報を取得、利用および第三者に提供しないものとします。また、当該個人情報を厳重に管理し、従業員等による不当な複製または持ち出しが不可能な体制を構築しなければならないものとします。個人情報の取得には、ソフトウェア等が顧客の個人情報を読みとる場合等、自動的または機械的に、個人情報を取得する結果となる場合を含みます。
2. 加盟店は、その管理する個人情報または個人情報を含むデータベースへの不正アクセス、

紛失、改ざん、漏洩があった場合、直ちに当社らに報告を行い、当社らの指示に従うものとします。

3. 当社らは、その管理する加盟店に関する個人情報または個人情報を含むデータベースへの不正アクセス、紛失、改ざん、漏洩があった場合、直ちに当該加盟店に通知を行うものとします。
4. 加盟店または当社らによる第三者への個人情報の提供は、当該顧客が同意している場合または業務上必要があり当該顧客等の保護に値する正当な利益が侵害されるおそれのない場合であって相手方の同意がある場合、ならびに各種法令の規定により提出を求められた場合およびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合に限るものとし、提供に際しては守秘義務について十分配慮するものとします。
5. 加盟店は、本条に違反することにより相手方または顧客に損害を生じせしめた場合には、相手方または顧客が被った損害を賠償するものとします。

第24条（遅延損害金等）

1. 加盟店およびSBPSは、本規約に定める債務の支払いを遅延した場合は、当該債務の金額に対して、支払期日の翌日から起算し、実際に支払いのあった日まで年利率 14.6%の遅延損害金を支払うものとします。この場合の計算方法は年 365 日の日割り計算とします。
2. SBPSが本サービスにおいて負担する債務は、SBPSがこれを単独で債務を負担するものとし、SBはこれについて一切の責任を負わないものとします。

第25条（地位の譲渡等の禁止および承継）

1. 加盟店は、当社らの承諾なく、本契約上の地位および本契約にかかる権利・義務の全部または一部を第三者に譲渡できないものとします。また加盟店は、SBPS および決済会社に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できないものとします。
2. 加盟店の合併または会社分割等法定の原因に基づき加盟店の地位の承継があったときは、当該地位を承継した者は、当社らに対して、すみやかに承継の原因となった事実を証明する書類を添えて通知するものとします。なお、承継による再審査の結果、本契約を解除されることをあらかじめ同意するものとします。

第26条（直接請求の禁止）

1. 加盟店は、顧客に対し、本サービスの利用により発生した商品等代金を直接請求し、または受領してはなりません。ただし、加盟店が商品等代金の債権をSBPSから買い戻し、かつ、当該債権について受領した譲渡代金を全額SBPSに返金した場合は、この限りではありません。この場合、加盟店は、法律を遵守することは勿論、社会通念上許容されない方法による請求・回収行為を行ってはならないものとします。
2. 加盟店は、第 8 条 1 項に定める顧客向け利用規約等により、本サービスを利用する場合は、

商品等代金の債権をSBPSに譲渡することについてあらかじめ承諾を受けるものとします。

第27条（当社からの顧客情報の取扱い）

加盟店は、別段の定めがある場合を除き、当社から顧客の氏名、名称、住所、携帯電話番号その他の当社らが保有する一切の個人情報その他の顧客情報の提供を受ける権利または利益を有するものでないことを承諾するものとします。

第28条（国外におけるサービス）

- (1) 加盟店は、本サービスに関して次の各号に定める制約および規定の適用を受けることを了承します。
 - (2) SB等が提供する国際アウトローミングサービスを利用して、顧客が海外でウェブサービスを利用する場合、日本の法令および海外で電気通信業務を営む者（海外事業者を含む。以下、「海外事業者等」という。）が定める契約約款その他規約等による制限を受けることがあること
 - (3) 海外事業者等の通信事情その他の事情により本邦でウェブサービスを利用する場合と比較してサービス品質が低下する可能性があること
 - (4) 海外事業者等の事情によりサービス提供国、地域内であっても利用できない場合があること
 - (5) ウェブサービスを利用する場合には日本時間によるものとする
2. 顧客が国際アウトローミングサービスを通じたウェブサービスを利用できなかった場合についても、加盟店は当社らに対して損害賠償その他の請求を行なわないものとします。

第29条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、承諾通知日から当該通知日を含む年度（「年度」とは4月1日から翌年3月31日までとする）の年度末までとします。ただし、契約期間満了90日前までに、加盟店または当社らから本契約を終了させる旨の書面または電子メール等による意思表示がない限り、本契約は半年間延長されるものとし、以後も同様とします。
2. 本契約の一部が終了した場合には（終了の原因の如何を問いません）、当社らは当社らと加盟店の間の本サービスに関する一切の契約を、加盟店に対する事前の通知催告をすることなく、直ちに解除することができるものとします。

第30条（本契約の解約）

1. 加盟店は当社らに対して、解約を希望する日の90日前までに当社ら所定の解約申込書等を当社らに提出することにより本契約を解約できるものとします。
2. 当社らは加盟店に対して、解約を希望する日の30日前までに解約通知を実施することにより本契約を解約できるものとします。

3. 前2項に基づいて本契約が解約された場合、加盟店は、本契約に基づき生じた当社らに対する債務を、当社らが指定する期日までに履行するものとします。

第31条 (契約解除)

1. 当社らは、加盟店が本契約の履行を怠った場合、合理的な期間を定めて催告のうえ、本契約を解除することができるものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、当社らは、加盟店に以下の事項に該当する事由が生じた場合、何ら催告することなく直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとします。
 - (1) 営業の取消、営業停止等の処分、支払停止、支払不能、租税滞納処分または会社更生、破産、民事再生手続、その他特別清算もしくはこれらに類する手続開始の申立てのあった場合
 - (2) 第三者より強制執行、仮差押、仮処分または競売の申立てがあった場合
 - (3) 手形または小切手が不渡りになった場合
 - (4) 資産状況が悪化したと判断すべき合理的な事由が発生した場合
 - (5) 解散、合併、分割または事業の全部もしくは重要な一部を譲渡した場合
 - (6) 法令に違反し、本契約の履行に支障をきたすおそれが生じた場合
 - (7) 加盟店が、当社らの信用を失墜させる行為を行ったと当社らが判断した場合
 - (8) 本契約の申込時および第6条(届出事項の変更)の変更時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - (9) 加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると当社らが判断した場合
 - (10) 加盟店からSBPSへの支払いが延滞した場合
 - (11) 当社ら、またはソフトバンクグループ会社各社やSB等のブランド・イメージを著しく損なうものと当社らが認める広告宣伝等を行なった場合
 - (12) 加盟店サイトおよび商品等に関する苦情が複数発生した場合
 - (13) 加盟店サイトおよび商品等の提供により、本サービスまたは当社等の電気通信サービスに重要な影響を与えるとき、またはそのおそれがある場合
 - (14) 加盟店サイトおよび商品等(類似する他社のサイトおよび商品・サービス等を含む)について、政府、地方自治体、教育機関、国民生活センター等の各種機関がその利用・購入等に関する注意喚起を行った場合、または、これら機関からの是正、提供禁止等の要請があった場合
 - (15) 換金を目的とする商品等の販売を行った場合、または加盟店からの商品等の購入において、顧客の換金目的による本サービスの利用割合が多いと当社らが判断した場合
 - (16) 加盟店の営業活動に起因して当社らまたはSB等の利益が損なわれるおそれがある場合など、当社らが本契約の継続を不相当であると判断する相当の理由がある場合
 - (17) 本契約の条項のいずれかに違反し、かかる違反の是正を求める当社らからの通知の受領後30日間以内に当該違反が是正されなかった場合

- (18) 当社らから得た承認の範囲を超えて本サービスを利用した場合
 - (19) 加盟店サイトおよび商品等の内容が本契約等に違反した場合
 - (20) 加盟店サイトおよび商品等の提供が不相当であるまたは当社らの業務の遂行上重要な支障があると当社らが判断した場合
 - (21) 加盟店の取り扱う商品等の販売・役務の提供において、不正使用によるものの割合が高いと当社らが認めるとき。
 - (22) 加盟店が、1年以上、本サービスを利用して売買契約等を行っていない場合。
 - (23) 当社らの調査依頼に対し非協力的な場合、回答期限内に回答がなかった場合、または虚偽の回答を行った場合
 - (24) 行政機関から行政処分を受けた場合。
 - (25) 当社らが本契約の締結にあたって定めた条件に違反した場合
 - (26) 加盟店が SBPS との間で締結した「決済 ASP 利用規約」に違反した場合
 - (27) 加盟店が本契約等に定める加盟店として充たすべき要件を充たさなくなった場合
 - (28) その他加盟店として不相当であると当社らが判断した場合
3. 加盟店は、前項により本契約の全部または一部が解除された場合、SBPS に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済するものとします。
 4. 加盟店が本契約の履行を怠った場合または加盟店が第 2 項各号のいずれかの事態が発生した場合、当社らが本契約を解除するか否かにかかわらず、SBPS は何ら催告をすることなく、加盟店から譲り受けた売上債権の債権譲渡を解除することまたは加盟店に対する譲受代金の支払いを留保することができるものとします。この場合 SBPS が支払済みの譲受代金は、第 12 条第 3 項に準じて処理されるものとします。
 5. 当社らは、加盟店が第 2 項各号に定める事由に該当した場合、または該当するおそれがあると合理的に判断した場合、本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。
 6. 本条の規定に基づいて当社らが本契約を解除する場合、当社らは当社らと加盟店との間の他の一切の契約を、何らの催告も要することなく直ちに解除することができるものとします。

第32条 (反社会的勢力の排除)

1. 加盟店は当社らに対して、現在、次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを、当社らが別途定める書面により確約するものとします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団関係企業
 - (3) 総会屋、特殊知能暴力集団等
 - (4) その他前各号に準ずる者

2. 加盟店は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを書面により確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社らの信用を毀損し、または当社らの業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 加盟店が第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または前2項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、当社らは、加盟店への事前通知なく直ちに本サービスの提供を停止し、本契約を解除するものとします。この場合加盟店は、SBPS に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済するものとします。
4. 本条により加盟店契約を解除した当事者（以下、本条において「解除者」といいます）は、相手方に損害が生じても、何らこれを賠償ないし補償することは要しないものとします。また、当該解除により解除者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとします。

第33条（損害賠償）

1. 加盟店が顧客に商品等を提供することができなかったこと、商品等に瑕疵があったこと、その他加盟店が本契約に違反したこと等により当社らが損害を被った場合には、加盟店は当社らに対し、当社らが被った損害を賠償するものとします。
2. 当社らは、加盟店の本サービスを利用するために必要なシステムへの接続、商品等の提供の中断その他本サービスに関し、加盟店もしくは加盟店の商品等を利用する顧客に対しいかなる保証をするものではなく、その損害について免責されるものとします。ただし、当社らの故意または重過失による場合にはこの限りではありません。

第34条（免責）

1. 当社らは、故意または重大な過失がある場合を除き、いかなる場合においても、本サービスに関して加盟店に生じる損害について一切の責任を負わないものとします。
2. 当社らは、加盟店による商品等の内容・提供、当社らによる本サービスの中断、停止、終了、変更、廃止、本契約の解除等に伴い加盟店が設置した加盟店サイトおよび加盟店システムその他について変更の必要が生じまたは使用できなくなったために加盟店に生じる費用負担または損害について一切の責任を負わないものとします。
3. 当社ら、または顧客が、商品等に関して、第三者から著作権その他の権利侵害を理由とする差止請求、損害賠償請求等、商品等について第三者との紛争が生じた場合、加盟店は自

己の費用および責任において解決し、当社らおよび顧客に一切迷惑をかけないものとし
ます。当社らがかかると紛争の解決のために費用を支出した場合には、加盟店はかかる費用全
額を補償するものとしします。

4. 当社らは、以下の各号の何れかに該当する場合、当社らに故意または重大な過失が認めら
れない限り、本サービスの提供・更新を一時中断することができ、加盟店に対し損害賠償
その他一切の責任を負いません。
 - (1) 通信設備の移設、保守、点検または工事上の都合による場合
 - (2) 天災・事変・通信回線網の故障、電力会社の事故による電力不良等の不可抗力による
場合
 - (3) 災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に
必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する場合
5. 加盟店は、商品等の提供・更新の一時中断を行うときは、原則として、一時中断を行う日
の30日前までに当社らに当社らが別途定める方法で通知するものとしします。
6. 前項の定めに関わらず、緊急時等やむを得ない場合は、一時中断実施日の確定後または一
時中断をした後、速やかに当社らにその旨を当社らが別途定める方法で通知するものとし
ます。
7. 当社らは、加盟店サイトや加盟店が提供する商品等の内容が本契約に定める規定の一にで
も違反していると判断した場合には、加盟店に対する本サービスの提供を一時停止するこ
とができ、その場合当社は加盟店に対し損害賠償その他一切の責任を負わないものとしま
す。なお、加盟店が上記のほか本契約に定める規約の一にでも違反していると当社らが判
断した場合も同様としします。
8. 当社らは、SB等の契約約款その他の規定に基づき、災害等により臨時に通信料等の減免
を行なった場合には、商品等代金の請求、債権譲渡及び立替払等を取りやめることができ
ることができ、その場合SBPSおよびSB等は加盟店に対し損害賠償その他一切の責任を
負わないものとしします。

第35条（契約終了後の措置および残存条項）

1. 加盟店は、本契約が終了した場合は直ちに、本契約の存在を前提とした広告宣伝、取引申
込の誘引行為を中止するものとしします。契約終了時点でSBPSが受け入れた商品等代金債権、
および加盟店から決済会社への債権譲渡を終了してSBPSがその収納業務を完了していない
商品等代金債権の処理については、本契約終了後もなお、本契約はその効力を有するもの
としします。
2. 加盟店は、本契約が終了した場合は直ちに、加盟店サイトに表示している全ての加盟店標
識を撤去し、当社らから交付された取扱関係書類および印刷物の一切とともに、当社らの
指示に従って返却または破棄するものとしします。
3. 加盟店は、本契約が終了した場合、顧客の明示的な同意を得ている個人情報を除き、取得

した利用者の個人情報を中心に完全に削除し、一切使用してはならないものとします。

4. 本契約終了後といえども、第6条（届出事項の変更）第2項・第3項・第5項、第7条（商品等）第5項・第7項・第8項、第9条（報告義務）、第10条（顧客との紛議への対応）、第12条（債権譲渡の解除）第2項、第3項、第13条（差押えの場合）、第15条（第三者委託）、第18条（秘密保持）、第21条（パスワード等の管理・使用）第5項、第22条（商標等の使用）第2項、第23条（個人情報の保護）、第24条（遅延損害金等）、第26条（直接請求の禁止）第1項、第27条（当社からの顧客情報の取扱）、第28条（国外におけるサービス）第2項、第29条（契約期間）第2項、第31条（契約解除）第3項・第4項、第32条（反社会的勢力の排除）ないし第40条（言語）については、なお効力を有するものとします。また、本契約終了時に未履行または未完了の債務がある場合、当該債務の履行完了時まで、本契約の関連する各条項が有効に適用されるものとします。

第36条（準拠法）

本契約は、日本法が適用されるものとします。

第37条（不可抗力）

1. 本契約の各条項は、暴動、戦争、天災、事故その他当事者の合理的支配を超える事由または不可抗力によりその履行を妨げられた場合を除き、両当事者を拘束するものとします。
2. 不可抗力によりその履行が妨げられた当事者は、直ちに相手方に対してその旨を通知し、かつ可及的速やかに履行を再開するよう最善の努力をするものとします。
3. 不可抗力の状態が60日以上継続したときは、相手方は不可抗力の影響を受けた当事者に通知し、何ら責任を負うことなく、本契約の全部または一部を解除することができるものとします。

第38条（合意管轄）

本契約について訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第39条（協議解決）

本契約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、加盟店および当社らとの間で信義誠実の原則に従って協議し、円満に解決を図るものとします。

第40条（言語）

本規約は和文を正本とし、本規約に関連して作成される英訳文、その他英文の書類と本規約との間に相違、矛盾がある場合には、和文が優先するものとします。

以上

ソフトバンク株式会社
SB ペイメントサービス株式会社

更新履歴

Ver	更新日	更新内容
1.0.0	2011/12/1	初版
1.0.1	2012/3/13	第 11 条第 3 項の条文を変更 第 29 条第 1 項の条文を変更
1.0.2	2012/10/10	第 3 条 (14) の条文を変更 第 8 条第 2 項および第 8 項 (4) の条文を変更 第 10 条第 2 項の条文を変更 第 16 条第 1 項の条文を変更 第 17 条第 1 項および第 3 項の条文を変更 第 29 条第 1 項の条文を変更 第 30 条第 1 項および第 2 項の条文を変更
1.1.0	2013/07/18	規約名を「ソフトバンクケータイ支払い加盟店規約」から「ソフトバンクまとめて支払い (B) 加盟店規約」へ変更 第 1 条第 1 項の条文を変更
1.1.1	2013/11/11	第 31 条第 2 項(14)の条文を変更 第 31 条第 2 項(15)の条文を追加 第 31 条第 4 項および第 5 項の条文を変更
1.1.2	2013/12/27	第 3 条 (1) の条文を変更 第 3 条 (15) の条文を追加 第 7 条第 2 項の条文を追加、旧第 2 項以降の項番を繰り下げ 第 8 条第 2 項および第 3 項の条文を追加、旧第 2 項以降の項番を繰り下げ 第 11 条第 1 項および第 4 項の条文を追加、旧第 1 項以降の項番を順次繰り下げ 第 11 条第 3 項 (旧第 2 項) の条文を変更 第 35 条第 4 項の条文を変更
1.1.3	2015/7/1	ソフトバンクモバイルの社名変更に伴い、「ソフトバンクモバイル (SBM)」から「ソフトバンク (SB)」へ変更
1.1.4	2019/1/1	ソフトバンク・ペイメント・サービスの社名変更に伴い、「ソフトバンク・ペイメント・サービス」から「SB ペイメントサービス」へ変更
1.1.5	2019/3/1	第 3 条 (6) および (10) の条文を変更 第 4 条第 2 項の条文を削除

		第 18 条第 1 項の条文を変更
1. 2. 0	2019/5/1	第 3 条 (3) および (14) の条文を変更 第 6 条第 2 項の条文を変更 第 8 条第 2 項 (2) の条文を追加、旧第 2 項 (2) 以降の項番を繰り下げ
1. 2. 1	2020/3/2	第 14 条第 5 項を新設
1. 2. 2	2020/3/27	第 17 条 1 項および 3 項に「5G 通信サービス」に関する記載を追記 第 22 条第 1 項を、加盟店の事前承諾が必要である旨変更
1. 3	2020/6/1	別途作成の新旧対照表による
1. 4	2023/2/1	別途作成の新旧対照表による
1. 4. 1	2024/8/1	2024 年 7 月 31 日の 3G サービス終了に伴い、第 17 条 1 項及び 3 項の条文を変更